



金沢市公報

第 2 6 1 5 号

平成21年(2009年)3月2日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	3
告示		金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	3
車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当該道路の通行方法について(道路管理課)	1	公営企業公告	
公告		指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について(企業総務課)	3
国土調査法の規定に基づく地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧について(農業総務課)	2	下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて(")	3
予防接種を行うことについて(健康総務課)	2		

告 示

●金沢市告示第34号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第2項の規定により告示します。

平成21年3月2日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
弓取8号問屋町一丁目線2号	金沢市問屋町1丁目116番1先から金沢市2丁目110番先まで

2 指定する期日 平成21年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

湯涌第2地区その2の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定により地籍調査を行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

なお、この地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第6条に規定する限度以上の誤差があると認める者は、閲覧期間内に、本市に対してその旨を申し出ることができます。

平成21年3月2日

金沢市長 山 出 保

地図及び簿冊の名称	閲覧期間	閲覧時間	閲覧場所
湯涌町イ及びへの各一部	平成21年3月2日から同月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時30分まで	金沢市産業局 農林部農業総務課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月2日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成21年3月2日から 同月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
芝 延行	芝クリニック太陽丘	金沢市太陽が丘3-1-15	麻しん風しん第3・4期 麻しん第3・4期

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成21年3月2日から同月16日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成21年3月2日から同月23日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成21年3月2日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	ウッドパーク上荒屋地区地区計画	金沢市上荒屋2丁目の一部	別図（登載省略）のとおり
地区計画	笠舞本町2丁目地区地区計画	金沢市笠舞本町2丁目の一部	別図（登載省略）のとおり

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成21年3月2日

金沢市長 山 出 保

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成21年3月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
229	村田管工	金沢市長坂町五1番地	平成21年1月27日
103	萩野管工	金沢市大額3丁目64番地	平成21年1月28日
115	古川工業	金沢市岩出町八25番地1	平成21年1月30日
144	安田 株式会社 金沢支店	金沢市松島1丁目39番地	平成21年2月2日
377	新本設備 株式会社	金沢市八日市出町147番地3	平成21年2月3日
158	村井設備工業 株式会社	金沢市尾張町1丁目5番24号	平成21年2月6日
344	サンデック 株式会社	金沢市専光寺町八52番地1	平成21年2月9日
285	有限会社 吉田設備	金沢市観法寺町リ72番地11	平成21年2月12日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成21年3月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	取消年月日
287	村井設備工業 株式会社	金沢市尾張町1丁目5番24号	平成21年2月6日

平成21年(2009年)3月2日 印刷
平成21年(2009年)3月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄